

(公印省略)

宍健高第1167号

令和8年2月10日

単位老人クラブ会長 各位

宍粟市長 福元晶三

老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金に係る令和7年度実績報告書  
及び令和8年度交付申請書等の提出について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の地域づくり活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、別添のとおりご案内いたしますので、必要事項を記入のうえ、期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本書類は令和7年度の会長様にお送りしております。令和8年度に会長様が交代される場合は本書類の引継ぎもしていただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類及び提出期限

**(1) 令和7年度 補助金実績報告書類（ピンク色の表紙）**

印字あり・印字なし 各1部

**※令和7年度の会長様の氏名でご作成ください【押印は不要です】**

○補助事業等実績報告書（実績－1）

○令和7年度単位老人クラブ事業実績調書（実績－2～3－1、3－2）

○令和7年度単位老人クラブ収支決算書（実績－4）

**※ 交付申請書の内容を実績報告書に印字したものを入れています。印字内容に誤りがないか確認し、必要に応じてご使用ください。**

**実績報告書（ピンク色表紙）の提出期限：令和8年4月7日（火）**

## (2) 令和8年度 補助金交付申請書類（黄色の表紙）

※令和8年度の会長様の氏名でご作成ください【押印は不要です】

- 補助事業等交付申請書（申請－1）
- 役員等名簿（申請－2）
- 令和8年度単位老人クラブ実態調査票（申請－3）
- 令和8年度単位老人クラブ事業実施計画書（申請－4～5－1～5－3）

**※令和7年度のクラブの年会費収入がわかる書類を添付（独自様式で可）**

- 令和8年度単位老人クラブ收支予算書（申請－6）
- 補助金等請求書

**※補助金の振込口座の名義と番号がわかる部分の通帳のコピーを添付**

- 会則のコピー **※令和7年度から名称を変更した場合のみ**

**交付申請書（黄色表紙）の提出期限：令和8年5月7日（水）**

### 2 提出先及び問合せ先 **※各地区の窓口にお願いします（平日8：30～17：15）**

山崎地区（高年福祉課 高年福祉係）

〒671-2573 山崎町今宿5-15（宍粟市役所北庁舎1階）

TEL：63-3160 FAX：63-3175

一宮地区・・・一宮保健福祉課 保健福祉係

〒671-4292 一宮町安積1347-3（一宮市民協働センターいちのぴあ）

TEL：72-2100 FAX：72-2110

波賀地区・・・波賀保健福祉課 保健福祉係

〒671-4221 波賀町上野257（波賀市民協働センターはがてらす）

TEL：75-8800 FAX：75-2415

千種地区・・・千種保健福祉課 保健福祉係

〒671-3223 千種町室1060-1（保健福祉センターえーがいやちくさ）

TEL：76-8600 FAX：76-8110

### 3 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金について

#### (1) 補助事業の内容及び補助金額

① 助成事業 @ $3,500 \times 12$  月 (活動月数) = 42,000 円 (満額)

② 活動強化推進事業

@ $3,500 \times 12$  月 (活動月数) = 42,000 円 (満額)

@ $500 \times 12$  月 (活動月数) = 6,000 円 (満額)

---

補助金額合計 90,000 円 (満額)

#### (2) 補助対象経費

活動の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費で市長が必要と認めた経費

※ ただし、「単なる娯楽事業」、「団体加入以外の保険料」、「個人の利益となるような物品等に係る経費」は補助対象経費とする事業及び経費から除きます。

### 4 その他

#### (1) 各様式は宍粟市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/konenfukushi/shinseisho/21051.html>



#### (2) 電子メールによる申請について

宍粟市のホームページからダウンロードした様式から作成した申請書を電子メールで送信することで申請することができます。

電子メールで申請する場合、令和7年度のクラブの年会費収入がわかる書類と補助金の振込口座の名義と番号がわかる部分の通帳の画像、会則（※令和7年度から名称を変更した場合のみ）を忘れずに添付してください。

提出先メールアドレス : konenfukushi-kk@city.shiso.lg.jp

(3) 市役所のコピー機を私用目的（クラブ保管用としてコピーする場合も含む）で使用する際には、1面につき55円の手数料をいただることになりますので、コピーを持参いただきますようお願いします。

(4) 令和8年度については、令和7年度からの補助金基準額及び補助メニューの変更はありませんが、一部名称の変更があります。

新	旧
共生型助け合い活動（必須）及び <u>クラブ活動継続の推進</u>	共生型助け合い活動（必須）及び <u>居場所づくり活動（任意）</u>

※ 兵庫県の老人クラブ活動強化推進事業の見直しにより名称を変更したもので  
す。補助対象事業内容や補助金額に変更はありません。

(5) 老人クラブ会員名簿について

老人クラブの会員の氏名と生年月日が記載された老人クラブ会員名簿（令和8年4月1日現在）を作成されている場合、その名簿を補助金の交付申請または実績報告の際に申請書と一緒にご提出いただきますと、令和8年度単位老人クラブ実態調査票の「3 会員数」の記載を省略することができます。

なお、ご提出いただきました名簿は、厳重に管理し、老人クラブ補助金に関する目的外利用及び団参者提供は行いません。